

愛西市立佐屋西小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

1. いじめ防止についての基本的な考え方

(1) 「いじめ」の定義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 「いじめ」の具体的な態様

- ・「仲間はずれ、集団から無視、上下関係のあるじゃれあいやいたずらをされる」
- ・「冷やかしやからかい、悪口や陰口など、嫌なことを言われる」
- ・「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」
- ・「金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」
- ・「嫌なことや恥ずかしいこと、違反行為等をさせられたり、書かれたり、掲示されたり、インターネットなどに投稿・拡散されたりする」
- ・「パソコンや携帯電話を利用し、誹謗中傷や嫌なことをされる」 等

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ・普段の生活指導や道徳教育をきめ細かく行うことにより、校内の落ち着きや安定を図り、いじめのない環境づくりに努めるとともに、自己肯定感やなにかま意識を醸成する。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、児童間、児童教師間のコミュニケーションを図り、いじめの防止につなげる。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権講話や人権作文等を実施する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・児童との個人面談を定期的に行い、児童の悩みや変化を積極的に受け止める。また、児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、休み時間や給食・清掃時などで、児童とかかわる時間を多く取るように努める。
- ・欠席など、被害を受ける児童は何らかのサインを出すことがあるため、欠席に対して家庭と連絡を取り、情報を共有する。
- ・児童及び保護者に対して、スクールカウンセラーへの相談を促す。
- ・いじめ相談窓口について周知する。(いじめホットラインなど)
- ・在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ① 児童対象いじめアンケート調査『心のアンケート』の実施
(5月下旬、11月下旬、2月下旬)
 - ② 個人面談による生徒からの聞き取り調査(6月、12月、3月)
 - ③ QUテストによる学級集団の特質、集団の中の個々の特質を理解する。
 - ④ 職員間の情報交換を行う。(週1回)→月曜児童下校後

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・児童、保護者及び教職員から、児童がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、児童がいじめを受けていると思われるときは、いじめ対策委員会を中心として速やかに事実の有無の確認を行うための聞き取り調査を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導し、その保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ・はやし立てたり、いじめに同調した児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導する。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対してもネット上のいじめ防止についての情報を周知する。

3. いじめに対する学校の体制

(1) いじめに対する学校基本方針

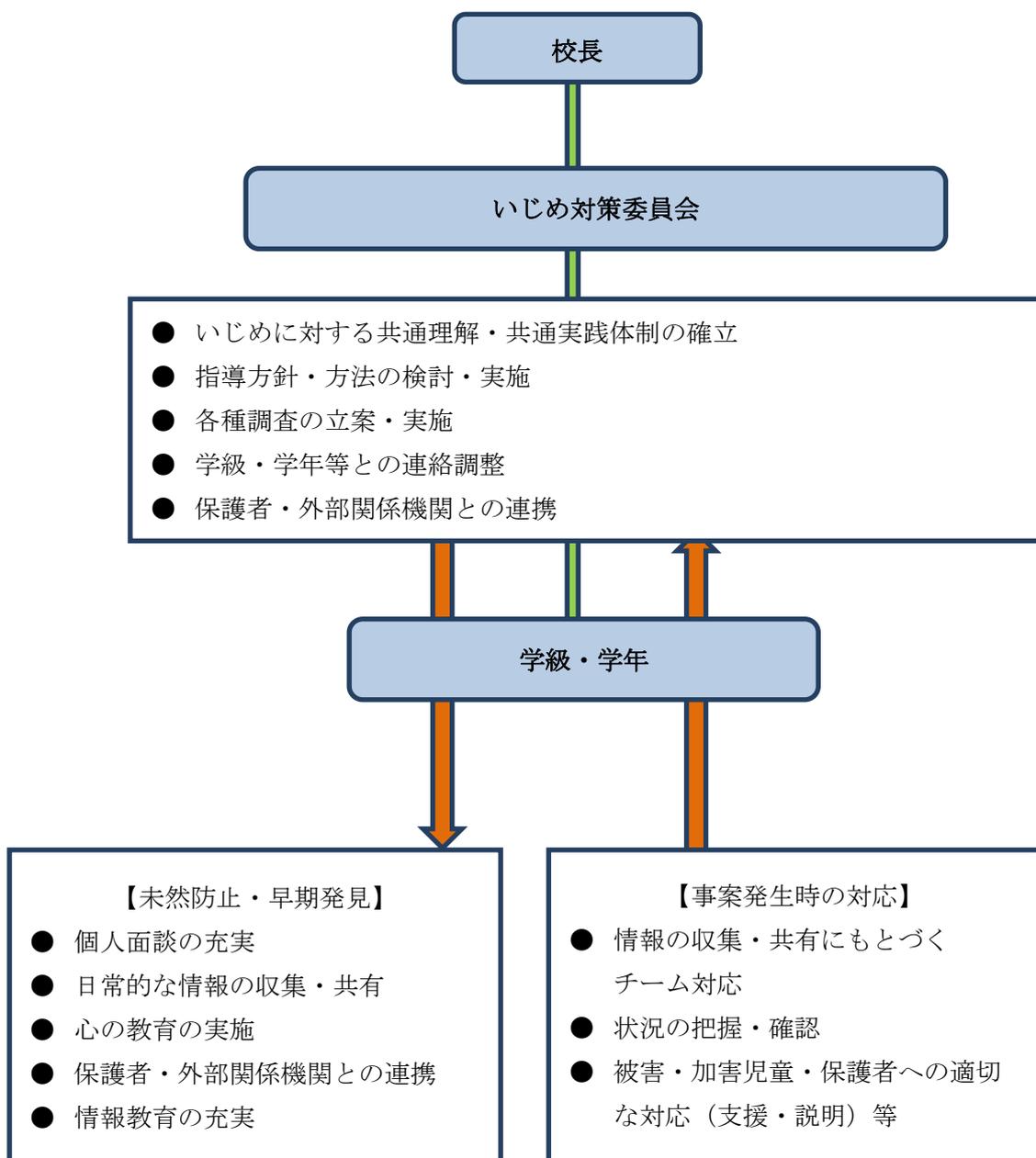
いじめを生まない、許さない学校づくりを目指し、いじめから児童を守り、児童のいじめ解決に向けた行動を促すとともに、教職員の指導力向上と組織的対応を行う。

いじめは絶対に許さない。

いじめをさせない、見逃さない。

徳育の充実

(2) 組織体制



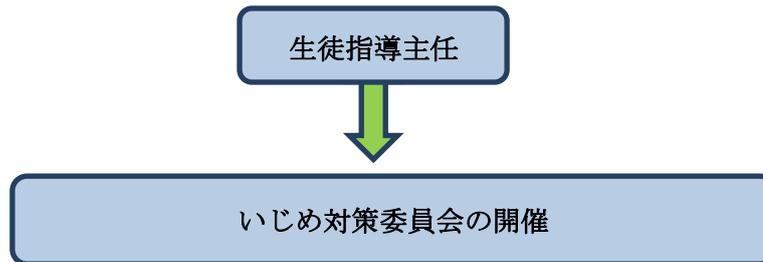
(3) いじめ発生時の対応

①連絡系統

【いじめの認知】

教職員 ⇒ 担任・学年主任 ⇒ 生徒指導主任
⇓ 教頭 ⇒ 校長

②組織的対応



- 構成メンバー：校長・教頭・教務・校務・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭
- 内容：
 - 情報の収集・共有及び状況の把握・確認
 - 当該児童への事実確認および支援方法の検討・実施
 - 当該保護者への説明・支援の検討
 - 事案に係る指導体制（加害者特定のための調査を含む）の確立・推進
 - 加害児童およびその保護者、関係児童への指導方針・方法の検討・実施
 - 他児童への説明・指導方法の検討・実施
 - 関係機関（教育委員会や児童相談所、医療機関等）との連携

(4) 事後の対応

①原因の究明・再発防止策の検討

いじめの原因やその背景等について再検討し、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組を推進する。

②他児童への対応

各学級・学年において、いじめを許さない、見逃さない環境づくりに努め、また、児童会活動等を活用し、児童がいじめに対し自ら主体的に行動する学校づくりを進める。

③保護者・関係機関との協力

学校・家庭・関係機関との連携を深め、相互理解と協力体制を築く。

4. 児童に対する姿勢

(1) いじめを受けている児童に対して

- ・いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童の安全・安心を最優先する。
- ・「いじめられている児童の立場」に立ち、いじめを共感的に理解し、不安を取り除く。
- ・いじめを受けている児童の意向を十分に聞き入れ、尊重しながら、今後の対応について話し合う。
- ・いじめを受けている児童にとって信頼できる人（保護者、教職員、友人、スクールカウンセラー等）と連携し、支援体制を整える。
- ・いじめを受けている児童に「悪いのはあなたではない」ことをはっきりと伝え、自尊心を高めるように努める。

(2) いじめを行った児童に対して

- ・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導を行い、自らの責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、指導・懲戒処分を実施し、いじめを受けた児童が安心して生活できる環境を整える。
- ・いじめを行っている児童の内面を理解しながら、いじめの背景や要因を把握し、改善のための指導を行う。
- ・他人を尊重することや他人を思いやる気持ちの大切さを説き、人の痛みが分かるような心の教育に努める。

(3) 周囲の児童に対して

- ・学級等において、生徒自ら「いじめを許さない、見逃さない」という雰囲気づくりに努める。
- ・傍観していた児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、止めさせることはできなくても、知らせる勇気を持つことを伝える。
- ・同調していた児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを毅然とした態度で指導し、理解させる。
- ・人間関係の在り方や心の教育に関する取組を日頃から行っていく。

(4) 保護者への対応（被害・加害双方共通）

- ・家庭訪問等を実施し（複数対応）、正確に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針について理解を得る。
- ・保護者の立場や心情に配慮しながら、今後の学校との連携について理解と協力を得る。
- ・謝罪については、その間を取り持ち、児童・保護者の関係改善に努める。

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例) 被害児童が自殺を企図した場合
精神性の疾患を発症した場合
身体に重大な障害を負った場合
高額の金品を奪い取られた場合 等

②いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

例) 年間の欠席が30日以上ある場合
一定期間連続して欠席しているような場合 等

(2) 重大事態への対応

